

○鎌倉市小規模水道及び小規模受水槽水道に関する条例施行規則

鎌倉市小規模水道及び小規模受水槽水道に関する条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月27日

鎌倉市規則第33号

鎌倉市小規模水道及び小規模受水槽水道に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鎌倉市小規模水道及び小規模受水槽水道に関する条例（平成24年12月条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(水道施設の増設又は改造の工事)

第2条 条例第2条第5号に規定する規則で定める増設又は改造の工事は、次に掲げるものとする。

- (1) 取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) 沈でん池、ろ過池、浄水池及び配水池の新設又は増設に係る工事

(水質基準)

第3条 条例第3条第2項の規定により規則で定める水質基準は、小規模水道により供給される水が、別表第1の左欄に掲げる事項につき同表の右欄に掲げる基準に適合するものでなければならないこととする。

(確認の申請)

第4条 条例第6条第1項に規定する申請書は、小規模水道布設工事確認申請書（第1号様式）とする。

2 条例第6条第1項に規定する規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

- (1) 居住に必要な水の供給を受ける者の区域を示した書類
- (2) 配水系統図
- (3) 取水施設及び浄水施設の構造図
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 条例第6条第3項に規定する条例第4条の施設基準に適合することを確認したときの通知は、小規模水道布設工事適合確認通知書（第2号様式）により、当該基準に適合しないと認めるとき、又は適合するかわからないかを判断することができないときの通知は、小規模水道布設工事不適合等通知書（第3

号様式)により行うものとする。

(小規模水道の給水開始前の届出及び水質検査)

第5条 条例第7条第1項の規定による給水を開始する旨の届出は、小規模水道給水開始届(第4号様式)により行うものとする。

2 条例第7条第1項に規定する水質検査は、小規模水道により供給される水が第3条の水質基準に適合しているかどうかを判断できる場所から採取した水について、別表第1に掲げる事項及び消毒の残留効果について行う検査とする。

(小規模水道の変更又は廃止の届出)

第6条 条例第8条の規定による届出は、小規模水道変更(廃止)届(第5号様式)により行うものとする。

(定期及び臨時の水質検査)

第7条 条例第9条第1項に規定する定期の水質検査は、当該小規模水道により供給される水が、第3条の水質基準に適合しているかどうかを判断できる場所から採取した水について、別表第2に掲げる事項及び消毒の残留効果に関する検査並びに別表第1に掲げる事項のうち市長が特に必要と認めて指示した事項について行うものとする。

2 条例第9条第2項に規定する当該小規模水道により供給される水が第3条の水質基準に適合しないおそれがあるときに行う臨時の水質検査は、別表第1に掲げる事項のうち必要と認められる事項に関する検査とする。

3 条例第9条第3項の規定による届出は、小規模水道水質検査結果報告書(第6号様式)により行うものとする。

(給水する水の塩素消毒)

第8条 条例第10条第3号に規定する塩素消毒は、給水栓における水が、遊離残留塩素を $0.1\text{mg}/\ell$ (結合残留塩素の場合は、 $0.4\text{mg}/\ell$)以上保持するように行わなければならない。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、 $0.2\text{mg}/\ell$ (結合残留塩素の場合は、 $1.5\text{mg}/\ell$)以上でなければならない。

(技術担当者の設置及び変更)

第9条 条例第11条第1項の相当の技術を有する者とは、水道法(昭和32年法律第177号)第19条で規定する水道技術管理者としての資格を有する者又は次の各号のいずれかの資格等を有する者とする。

- (1) 1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づく建築物環境衛生管理技術者の資格を有する者
- (3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく建築物飲料水水質検査業における水質検査実施者としての資格を有する者
- (4) 地方公共団体の検査機関又は水道法第20条に規定する厚生労働大臣登録検査機関において、水道の水質検査業務に1年以上従事した経験を有する者

2 条例第11条第2項の規定による届出は、小規模水道施設技術担当者設置（変更）届（第7号様式）により行うものとする。

（給水の緊急停止の報告）

第10条 条例第13条第2項の規定による届出は、小規模水道施設給水緊急停止報告書（第8号様式）により行うものとする。

（小規模受水槽水道の給水開始の届出）

第11条 条例第14条の規定による届出は、小規模受水槽水道給水開始届（第9号様式）により行うものとする。

（小規模受水槽水道の変更又は廃止の届出）

第12条 条例第15条の規定による届出は、小規模受水槽水道変更（廃止）届（第10号様式）により行うものとする。

（小規模受水槽水道の水質検査）

第13条 条例第16条第1項第3号に規定する供給する水に異常を認めたとときに行う水質検査は、当該小規模受水槽水道により供給される水が、異常であるかどうかを判断できる場所から採取した水について、別表第1に掲げる事項のうち必要と認められる事項に関する検査及び消毒の残留効果に関する検査とする。

（管理に関する検査）

第14条 条例第16条第2項の規定による小規模受水槽水道の設置者が受ける検査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 受水槽及び高置水槽周囲の状態
- (2) 受水槽及び高置水槽の本体、上部及び内部の状態
- (3) 受水槽及び高置水槽のマンホール及びオーバーフロー管の状態
- (4) 受水槽及び高置水槽の通気管及び水抜管の状態
- (5) 給水管の状態
- (6) 給水栓における臭気、味、色及び濁り並びに残留塩素の状態

2 市長は、条例第16条第2項に規定する指定をしたときは、次に掲げる事項を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも同様とする。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- (2) 検査を行う区域
- (3) 指定年月日
- (4) 検査の業務の開始年月日（検査の業務を開始していない場合にあつては、その予定年月日）

3 条例第16条第3項の規定により検査の実施を命じるときは、管理に関する検査実施命令書（第11号様式）により行うものとする。

（改善命令書等）

第15条 条例第17条第1項の規定により改善を命じるときは、改善命令書（第12号様式）により行うものとする。

2 条例第17条第2項又は第3項の規定により水質検査の実施を命じるときは、給水開始前水質検査実施命令書（第13号様式）又は水質検査実施命令書（第14号様式）により行うものとする。

3 条例第17条第4項の規定により措置を命じるときは、衛生上の措置命令書（第15号様式）により行うものとする。

4 条例第17条第5項の規定により措置を命じるときは、小規模受水槽水道管理措置命令書（第16号様式）により行うものとする。

（給水停止命令書）

第16条 条例第18条の規定により給水を停止すべきことを命じるときは、給水停止命令書（第17号様式）により行うものとする。

（身分証明書の様式）

第17条 条例第19条第3項に規定する身分を示す証明書は、小規模水道及び小規模受水槽水道立入検査証（第18号様式）とする。

（地位の承継の届出）

第18条 条例第20条の規定による届出は、設置者の地位承継届（第19号様式）により行うものとする。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第5条、第7条、第13条関係）

事項	基準
一般細菌	1 ml の検水で形成される集落数が 100 以下であること。

大腸菌	検出されないこと。
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003 mg/l 以下であること。
水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005 mg/l 以下であること。
セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01 mg/l 以下であること。
鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01 mg/l 以下であること。
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01 mg/l 以下であること。
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05 mg/l 以下であること。
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01 mg/l 以下であること。
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l 以下であること。
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8 mg/l 以下であること。
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0 mg/l 以下であること。
四塩化炭素	0.002 mg/l 以下であること。
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下であること。
ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下であること。
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下であること。
トリクロロエチレン	
ベンゼン	
塩素酸	0.6mg/l 以下であること。
クロロ酢酸	0.02 mg/l 以下であること。
クロロホルム	0.06 mg/l 以下であること。
ジクロロ酢酸	0.04 mg/l 以下であること。
ジブromokロロメタン	0.1 mg/l 以下であること。
臭素酸	0.01 mg/l 以下であること。
総トリハロメタン (クロロホ	0.1 mg/l 以下であること。

ルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	
トリクロロ酢酸	0.2 mg/l 以下であること。
ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l 以下であること。
ブロモホルム	0.09 mg/l 以下であること。
ホルムアルデヒド	0.08 mg/l 以下であること。
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0 mg/l 以下であること。
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2 mg/l 以下であること。
鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3 mg/l 以下であること。
銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0 mg/l 以下であること。
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200 mg/l 以下であること。
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05 mg/l 以下であること。
塩化物イオン	200 mg/l 以下であること。
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l 以下であること。
蒸発残留物	500 mg/l 以下であること。
陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l 以下であること。
(4S, 4aS, 8aR) - オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H) -オール (別名ジェオスミン)	0.00001 mg/l 以下であること。
1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール (別名2-メチルイソボルネオール)	
非イオン界面活性剤	0.02 mg/l 以下であること。
フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005 mg/l 以下であること。
有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	3 mg/l 以下であること。

pH値	5.8以上8.6以下であること。
味	異常でないこと。
臭気	
色度	5度以下であること。
濁度	2度以下であること。

別表第2（第7条関係）

事項
一般細菌
大腸菌
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
塩化物イオン
有機物（全有機炭素（TOC）の量）
pH値
味
臭気
色度
濁度